

男鹿市告示第57号

おがファミ・おがっこ応援事業実施要綱を次のように定める。

令和5年4月1日

男鹿市長 菅原 広二

おがファミ・おがっこ応援事業実施要綱  
(趣旨)

第1条 この告示は、伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金の一体的実施事業実施要綱（令和4年12月26日付け子発第1226第1号厚生労働省子ども家庭局長通知。以下「国実施要綱」という。）及びあきた出産おめでとう給付金事業実施要綱（令和5年3月27日付け次第1583号秋田県あきた未来創造部長通知。以下「県実施要綱」という。）に基づき、全ての妊婦・子育て世帯が安心して出産・子育てができるよう、妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援を提供する伴走型相談支援の充実を図るとともに、出産・子育てにかかわる経済的負担軽減を図る出産・子育て応援給付金及び子どもが生まれた家庭を応援するあきた出産おめでとう給付金を一体的に実施するおがファミ・おがっこ応援事業（以下「本事業」という。）について、必要な事項を定める。

(実施主体)

第2条 本事業の実施主体は、男鹿市子育て世代包括支援センターとする。

(定義)

第3条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 伴走型相談支援 国実施要綱に規定する伴走型相談支援として行うものをいう。
- (2) おがファミ応援ギフト 国実施要綱に規定する出産・子育て応援給付金のうち、出産応援ギフトとして市が支給する給付金をいう。
- (3) おがっこ応援ギフト 国実施要綱に規定する出産・子育て応援給付金のうち子育て応援ギフトとして市が支給する給付金と、県実施要綱に規定するあきた出産おめでとう給付金を合わせて市が支給する給付金をいう。

(伴走型相談支援)

第4条 市長は、次の各項の定めに応じ、伴走型相談支援を実施するものとする。

- 2 対象者は、全ての妊婦及び主に0歳から2歳の乳幼児を養育する子育て世帯とする。
- 3 実施内容は、アンケートや出産・育児等の見通しを立てるための面談、継続的な情報発信及び随時の相談受付等とする。
- 4 実施時期、実施方法等は別に定めるものとする。
- 5 面談等の担当職員は、保健師、助産師等の専門職のほか、一定の研修を受けた一般事務職員、会計年度任用職員等とする。
- 6 次条に定めるおがファミ応援ギフト及び第6条に定めるおが

っこ応援ギフトの申請より取得した同意に基づき、関係機関と連携し本事業を実施する。

- 7 面談等の対象者のうち、流産又は死産した者及び対象児童が死亡した者については、面談等の実施は不要とする。

(おがファミ応援ギフト)

第5条 市長は、次の各号に定める支給区分に応じ、それぞれ別表第1に掲げる支給対象者に対し、おがファミ応援ギフトを支給する。

(1) 支給妊婦

事業開始日以降に妊娠の届出をした妊婦(産科医療機関等を受診し、妊娠の事実を確認した者又は妊娠していることが明らかである者に限る。)

(2) 遡及支給妊婦

ア 令和4年4月1日以降、事業開始日より前に出生した児童の母(妊娠中に日本国内に住所を有していた者に限る。)

イ 令和4年4月1日以降、事業開始日より前に妊娠の届出をした妊婦(妊婦であった者を含み、アに該当する者を除く。)

- 2 支給内容は、支給対象者の妊娠1回につき、国実施要綱に規定する出産・子育て応援給付金のうち、出産応援ギフトとして5万円とする。

- 3 申請期限は別表第1のとおりとする。

(おがっこ応援ギフト)

第6条 市長は、次の各号に定める支給区分に応じ、それぞれ別表第2に掲げる支給対象者に対し、おがっこ応援ギフトを支給

する。

(1) 支給養育者 事業開始日以降に出生し、日本国内に住所を有する児童（出生の届出をしたものに限る。）を養育する者

(2) 遡及支給養育者 令和4年4月1日以降、事業開始日より前に出生し、日本国内に住所を有する児童（出生の届出をしたものに限る。）を養育する者

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者には、おがっこ応援ギフトは支給しない。

(1) 児童手当法（昭和46年法律第73号）第4条第1項第4号に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者

(2) 同号に規定する障害児入所施設等の設置者

(3) 法人

3 支給内容は、支給対象者の出産1回につき、国実施要綱に規定する出産・子育て応援給付金のうち子育て応援ギフトとして支給する5万円と、県実施要綱に規定するあきた出産おめでとう給付金として支給する2万円を合わせた7万円とする。

4 申請期限は別表第2のとおりとする。

（支給申請及び支給決定）

第7条 おがファミ・おがっこ応援ギフトの支給を受けようとする者は、次の各号のギフトの区分に応じ、それぞれ当該各号に定める様式により、市長に申請しなければならない。

(1) おがファミ応援ギフト申請書（兼請求書）（様式第1号）

(2) おがっこ応援ギフト申請書（兼請求書）（様式第2号）

(3) おがファミ・おがっこ応援ギフト申請書（兼請求書）（様式第3号）

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、速やかにその内容及びギフトの支給の可否を審査し、その結果を次の各号による通知を行うものとする。

(1) 支給を決定した場合は、申請書に記載された口座に振り込むことにより支給決定通知とする。ただし、市長が当該方法により難しいと認めたときは、この限りでない。

(2) 支給しないことを決定した場合は、当該申請者にその理由を付しておがファミ・おがっこ応援ギフト支給却下通知書（様式第4号）による通知を行う。

（申請が行われなかった場合等の取扱い）

第8条 支給対象者から別表第1及び別表第2の申請期限までに申請が行われなかった場合は、当該支給対象者が本給付金の支給を受けることを辞退したものと見なす。

2 第7条第1項に掲げる申請に不備があった場合において、市が確認等に努めたにもかかわらず、申請者から、市が定めた期限内に補正又は補完が行われなかったときは、当該申請は取り下げられたものと見なす。

（支給決定の取消し）

第9条 市長は第7条第2項の規定による支給決定を行った後、申請書の不備による振込不能等があり、市が確認等に努めたにもかかわらず申請書の補正が行われないうこと、その他支給対象者の責めに帰すべき事由により、養育する児童が3歳に達する日の前日までに支給ができなかったときは、当該申請は取り下げられたものと見なす。

（不当利得の返還）

第10条 市長は、おがファミ・おがっこ応援ギフトの支給を受けた後に支給対象者に該当しなくなった者又は偽りその他不正の手段により本給付金の支給を受けた者に対し、支給を行った給付金の返還を求めるものとする。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第11条 おがファミ・おがっこ応援ギフトの支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(支給履歴等の照会及び回答)

第12条 本給付金の審査をするため、市長が必要と認めるときは、本給付金の支給状況及び面談等の実施状況を他市町村へ照会する。また、他市町村から照会があった場合は、同様とする。

(その他)

第13条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1（第5条関係）

支給区分	支給対象者	申請期限
支給妊婦	<p>次の各号をいずれも満たす者</p> <p>(1) 支給妊婦であること。</p> <p>(2) 申請時点において、申請者が男鹿市の住民基本台帳に登録されている者であること。ただし、男鹿市との妊娠届出時の面談後に転出した支給妊婦が男鹿市からの支給を希望する場合、及び男鹿市に居住実態はあるがやむを得ない事情により男鹿市に住民登録をすることができない場合を除く。</p> <p>(3) 男鹿市との妊娠届出時の面談を受け、妊娠届出時のアンケート（様式第5号）に回答していること。</p> <p>(4) 本給付金の対象となる妊娠について、他市町村から実施要綱に基づく給付を受けていないこと。</p> <p>(5) 本事業の適切な実施のため関係機関等に必要な情報を確</p>	<p>出産日の前日まで</p> <p>（災害その他申請予定者の責めに帰さないやむを得ない特別な事情により、申請期限までに支給の申請を行うことができなかつた場合は、当該やむを得ない特別な事情がやんだ後3月以内。）</p>

	<p>認、共有することについて同意していること。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、妊娠届出後、申請前に流産または死産となった場合には、同項第1号の規定を満たすこととし、同項第3号の規定を除く要件を満たしている場合、支給対象とする。</p>	
<p>遡及支給 妊婦</p>	<p>次の各号をいずれも満たす者</p> <p>(1) 遡及支給妊婦であること</p> <p>(2) 申請時点において、申請者が男鹿市の住民基本台帳に登録されている者であること。ただし、男鹿市に居住実態はあるがやむを得ない事情により男鹿市に住民登録をすることができない場合を除く。</p> <p>(3) 第5条第1項第2号アに該当する場合、アンケート（様式第8号）に回答していること。また、第5条第1項第2号イに該当する場合、妊娠中期まではアンケート（様式第9号）に、妊娠後期の場合はアンケート</p>	<p>事業開始日から6月以内（災害その他申請予定者の責めに帰さないやむを得ない特別な事情により、申請期限までに支給の申請を行うことができなかった場合は、当該やむを得ない特別な事情がやんだ後3月以内とし、この場合においても、第5条第1項第2号アに該当する場合、令</p>

	<p>(様式第6号)に回答していること。</p> <p>(4) 本給付金の対象となる出産について、他市町村から実施要綱に基づく給付を受けていないこと。</p> <p>(5) 本事業の適切な実施のため関係機関等に必要な情報を確認、共有することについて同意していること。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、妊娠届出後、申請前に流産または死産となった場合には、同項第1号の規定を満たすこととし、同項第3号の規定を除く要件を満たしている場合、支給対象とする。</p>	<p>和6年2月29日 までを限度とする。また、第5条第1項第2号イに該当する場合、対象児童が3歳に達する日の前日までを限度とする。)</p>
--	---	---

別表第2（第6条関係）

支給区分	支給対象者	申請期限
支給養育者	<p>次の各号をいずれも満たす者</p> <p>(1) 支給養育者であること</p> <p>(2) 申請時点において、申請者が男鹿市の住民基本台帳に登録されている者であること。ただし、男鹿市と出生届出後の面談後に転出した支給養育者が男鹿市からの支給を希望する場合、本給付金の対象児童の死亡日において男鹿市に住民登録があったが転出している場合、及び男鹿市に居住実態はあるがやむを得ない事情により男鹿市に住民登録をすることができない場合を除く。</p> <p>(3) 男鹿市との出生届出後の面談を受け、出生届出後のアンケート（様式第7号）に回答していること。里帰り先の市町村と面談を受けている場合も可とする。</p> <p>(4) 本給付金の対象となる出産</p>	<p>対象児童が生後5月を迎える日の前日まで（災害その他申請予定者の責めに帰さないやむを得ない特別な事情により、申請期限までに支給の申請を行うことができなかつた場合は、当該やむを得ない特別な事情がやんだ後3月以内。この場合においても、対象児童が3歳に達する日の前日までを限度とする。）</p>

	<p>について、他市町村から実施要綱に基づく給付を受けていないこと。</p> <p>(5) 本事業の適切な実施のため関係機関等に必要な情報を確認、共有することについて同意していること。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、出生届出後、申請前に対象児童が死亡した場合には、同項第1号の規定を満たすこととし、同項第3号の規定を除く要件を満たしている場合、支給対象とする。</p>	
<p>遡及支給 養育者</p>	<p>次の各号をいずれも満たす者</p> <p>(1) 遡及支給養育者であること</p> <p>(2) 申請時点において、申請者が男鹿市の住民基本台帳に登録されている者であること。本給付金の対象児童の死亡日において男鹿市に住民登録があったが転出している場合、及び男鹿市に居住実態はあるがやむを得ない事情により男鹿市に住民登録をすることができな</p>	<p>事業開始日から6月以内（災害その他申請予定者の責めに帰さないやむを得ない特別な事情により、申請期限までに支給の申請を行うことができなかつた場合は、当該やむを得ない特別な事情が</p>

	<p>い場合を除く。</p> <p>(3) アンケート（様式第8号）に回答していること。</p> <p>(4) 本給付金の対象となる出産について、他市町村から実施要綱に基づく給付を受けていないこと。</p> <p>(5) 本事業の適切な実施のため関係機関等に必要な情報を確認、共有することについて同意していること。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、出生届出後、申請前に対象児童が死亡した場合には、同項第1号の規定を満たすこととし、同項第3号の規定を除く要件を満たしている場合、支給対象とする。</p>	<p>やんだ後3月以内。この場合においても、令和6年2月29日までを限度とする。）</p>
--	---	---

※別表第1及び第2に定める支給対象者について、同一の対象児童に関わる養育者が二人以上いる場合において、そのうち一人に対して国・県実施要綱に基づく支給がされた場合、他の養育者に対する同一児童に係る支給は行わない。